

#### 4. 指定管理者が行う業務

- |  |
|--|
| (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務                    |
| (2) 創造館の利用の許可及び利用料金の徴収に関する業務             |
| (3) 文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務で知事が必要と認めるもの |
| (4) 上記業務に附帯する業務                          |

(注) 飯田創造館及び佐久創造館、共通である。

#### 5. 指定管理者制度導入後の業務の概況

##### (1) 飯田創造館

飯田創造館は、平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されていることから、平成 17 年度については管理委託の状況を記載する。

##### ① 年間利用状況の推移

(単位：人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
年間利用人数	62,258	63,344	67,574	75,503	73,123
施設利用率	63.9%	66.3%	67.3%	65.5%	66.0%

(注) 施設利用率は、1日のうち、3つの時間帯(9:00~12:00、13:00~17:00、18:00~22:00)で1度でも利用があった場合には100%の利用率として計算しているため、全ての時間帯で平均して60%以上の利用がなされている訳ではない点、留意が必要である。

##### ② 指定管理業務の収支の状況の推移

(単位：千円)

区分		平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収入		42,102	41,647	32,549	32,518	32,782
内訳	指定管理料(注3)	37,288	36,371	26,857	26,833	26,709
	利用料収入	4,723	5,234	5,651	5,635	5,811
	その他収入	91	42	41	50	262
支出計		42,102	41,647	38,969	38,685	31,650
内訳	人件費	27,845	24,905	25,017	25,257	19,432
	物件費	14,257	16,414	13,027	12,503	11,923
	水道光熱費	7,270	5,041	5,509	5,807	4,522
	委託料	3,476	3,313	3,285	3,285	3,285
	その他	3,511	8,060	4,233	3,411	4,116
本社経費(注1)		(注2)	328	925	925	295
収支差額		0	0	△6,420	△6,167	1,132

(注1) 本社経費には、事務局会計(財団管理費)への繰入金支出相当額を集計している。

(注2) 平成17年度については、本社経費相当額は不明である。

(注3) 平成17年度の指定管理料の欄には、委託料総額から利用料収入等を控除した実質的な県費負担額を記載している。

### ③ 自主事業の実施状況

項目	開催時期			
36事業（延べ参加人数/入場者数：6,528人）	平成21年4月 ～平成22年3月			
1. 実技講習会（13事業） かな書道講習会、漢字書道講習会、日本画講習会、 銅版画講習会、木彫講習会、裸婦写生会、彫塑講習会、 陶芸講習会、油絵講習会、水墨画講習会、水彩画講習会、 墨絵講習会、油絵デッサン基礎講座				
2. 自主企画事業（15事業） 企画展（北野敏美版画展）、親子陶芸教室、ものづくり教室 I、陶芸展、カントリー家具作り講座、第23回創造館茶会、 陶芸ツアー、凧づくり教室、スーパー竹とんぼ教室、 良く飛ぶ紙飛行機教室、日曜大工講座、手づくり手芸講座、 おもしろ管楽器（尺八編）&コンサート、 邦楽コンサート（SO-LAB）、おもしろ美術講座				
3. その他（8事業） 創造展等				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収入	3,572	2,372	2,116	2,276
（うち指定管理事業からの繰入：注2）	(2,345)	(790)	(785)	(1,132)
（うち収益事業からの繰入）	—	—	—	(53)
支出	2,387	2,372	2,116	2,276
（うち指定管理事業への繰入）	—	—	—	—

(注1) 単位：千円

(注2) 指定管理事業からの繰入には、財団管理費からの繰入金相当額を集計している。

### ④ 職員の配置状況

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	6	6	6	6	6
非常勤職員	0	0	0	0	0
合計	6	6	6	6	6

## (2) 佐久創造館

佐久創造館は、平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されていることから、平成 17 年度については管理委託の状況を記載する。

### ① 年間利用状況の推移

(単位：人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
年間利用人数	93,419	135,892	137,278	141,854	151,639
施設利用率	44.8%	49.5%	54.0%	60.2%	61.7%

(注) 施設利用率は、1日のうち、3つの時間帯(9:00~12:00、13:00~17:00、18:00~22:00)で1度でも利用があった場合には100%の利用率として計算しているため、全ての時間帯で平均して60%以上の利用がなされている訳ではない点、留意が必要である。

### ② 指定管理業務の収支の状況の推移

(単位：千円)

区分		平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収入		37,573	39,306	39,031	39,302	39,839
内 訳	指定管理料 (注 2)	30,651	32,892	31,663	31,990	31,331
	利用料収入	5,233	5,903	6,694	6,574	7,921
	その他収入	1,689	511	674	738	587
支出計		37,573	38,230	38,113	38,222	38,851
内 訳	人件費	17,972	20,394	20,611	20,852	20,638
	物件費	19,601	17,686	16,882	17,273	17,793
	水道光熱費	6,013	5,834	5,740	6,283	5,802
	委託料	6,651	1,671	1,982	2,075	2,101
	その他	6,937	10,181	9,160	8,915	9,890
本社経費		(注 1)	150	620	97	420
収支差額		0	1,076	918	1,080	988

(注 1) 平成 17 年度については、本社経費相当額は不明である。

(注 2) 平成 17 年度の指定管理料の欄には、委託料総額から利用料収入等を控除した実質的な県費負担額を記載している。

### ③ 自主事業の実施状況

項目	開催時期
25 事業 (延べ参加人数/入場者数：5,250 人)	平成 21 年 4 月
1. 自主事業・講座 (19 事業)	～平成 22 年 3 月

項目	開催時期			
合唱講座、水墨画講座、漢詩作法講座 2、篆刻講座、陶芸講座、能楽講座、水彩画講座、きりえ講座 1・2、鉛筆画講座 1 追加、演劇講座 1、鉛筆画講座 2、版画講座、人物画講座、木彫講座、刻字講座、漢詩作法講座 1、演劇講座 2、書道講座				
2. 自主企画事業 (6 事業)				
バドミントン大会、佐久の夏、能楽特別講座、佐久の演劇祭、創造展、スプリングコンサート				
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収入	5,369	8,928	5,288	5,155
(うち指定管理事業からの繰入)	(1,076)	(918)	(1,080)	(988)
(うち収益事業からの繰入)	—	—	—	—
支出	5,369	8,928	5,288	5,155
(うち指定管理事業への繰入)	—	—	—	—

(注) 単位：千円

#### ④ 職員の配置状況

(単位：人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
常勤職員	5	5	4	4	5
非常勤職員	0	8	8	8	7
合計	5	13	12	12	12

## 6. 監査の結果及び意見

### (1)【監査の視点1】指定管理者制度の導入と施設のあり方

① 県は「公の施設」としてのあり方や施設の必要性を検討しているか。～長野県の文化施策における位置付けの明確化について〔創造館共通〕～

ア. 創造館の設置経緯について (説明)

長野県の県立文化施設等は、①県立文化会館、②創造の森文化公園、③文化公園の3種類に大別され、県内10の各広域圏(佐久、上小、諏訪、上伊那、飯伊、木曾、松本、大北、長野、北信)を単位に、文化公園整備事業による県費補助施設を含めて、少なくとも1か所は整備される形で進められてきた。このうち、県立の施設は、①県立文化会館(3館)と②創造の森文化公園(3施設)であり、③文化公園(7施設)は、県立文化施設のない広域圏が整備する

文化施設に対して、県が10億円を限度として補助を行ったものである。

創造の森文化公園は、県内の貴重な文化遺産を継承しつつ、芸術、民芸等の創作活動を通じて、新しい地域文化の創造に役立つ場として建設されたものであり、創造館は、陶芸、絵画、郷土芸能等、芸術・文化グループの創作活動の場として、創造の森文化公園の中心的施設に位置付けられている。飯田創造館（昭和54年12月開館）、佐久創造館（昭和55年12月開館）ともに、県勢発展第3次5か年計画（昭和54年～58年）の期間中に開館している。

#### イ. 施設等の大規模修繕計画及び更新計画（改修等計画）について（説明）

大規模修繕等については、指定管理者と協議の上、県が実施することとされているが、飯田創造館、佐久創造館ともに、設備が老朽化しているものの、実施が検討されている部分的な耐震改修工事を除き、既存の設備の大規模な改修工事や空調設備の新設工事を含む大規模修繕計画の策定は想定されていない。また、それ以外の修繕業務については、毎年度、翌年以降5年間に修繕が必要と見込まれる箇所について、見積書を含む資料を添付し、指定管理者より県に報告がされている。

なお、平成17年度から平成21年度までにおいて、県が負担した大規模修繕工事は、平成21年度に佐久創造館において実施された屋根塗装（7,083千円）のみである。

#### 【参考：県立文化施設等の設置状況】

##### 1. 県立文化会館

広域	事業主体	所在地	施設名	主な施設
上伊那	県	伊那市	伊那文化会館	大中ホール 美術展示ホール 等
松本	県	松本市	松本文化会館	大中ホール 国際会議室 等
長野	県	長野市	県民文化会館 (ホクト文化ホール)	大中小ホール 展示室 等

##### 2. 創造の森文化公園（県の公の施設）

広域	事業主体	所在地	施設名	主な施設
佐久	県	佐久市	佐久創造館	体育館、学習室 展示室 等
飯伊	県	飯田市	飯田創造館	学習室、展示室 等
長野	県	長野市	若里公園	中央広場、読書広場 趣味の広場 等

3. 文化公園				
広域	事業主体	所在地	施設名	主な施設
上小	上小 広域連合	上田市	上田創造館	ホール、児童科学館 歴史民俗資料館 等
諏訪	下諏訪町	下諏訪町	下諏訪総合文化センター	大小ホール 視聴覚室 等
	原村	原村	八ヶ岳自然文化園	自然観察科学館 スポーツ広場 等
上伊那	駒ヶ根市	駒ヶ根市	駒ヶ根総合文化センター	大小ホール 図書館 等
木曾	木曾 広域連合	木曾町	木曾文化公園	ホール 教育文化センター 等
大北	大町市	大町市	大町市文化会館	大ホール、視聴覚室 展示室 等
北信	中野市	中野市	北信濃ふるさとの森文 化公園	創造館、昆虫館 ボブスレー 等

(長野県提出資料より作成)

#### ウ. 創造館の位置付けの明確化について（意見）

所管課（生活文化課）及び指定管理者とのヒアリングによると、施設の所在地を中心とする地元の利用者が中心とのことである。指定管理者から県に提出される「自己評価・チェックリスト」においても、地域住民の利用割合が80%以上との回答がなされており、実施している講座等の事業内容とも整合している。結果として、広域圏を対象とした創造の森文化公園の中心的施設として予定された創造館が、現在は、施設の所在地を中心とする地元の利用者が主体の施設となっているものといえる。また、現行の運営方針や事業計画等においては、設置当初に想定されていた創造の森文化公園の構想が明確に反映されていない。一つには、創造館と隣接する県立公園の所管課（都市計画課）が分かれていることが、創造の森文化公園としての一体的な事業活動を阻害する要因であったとも推測されるが、今となっては明確ではない。現在、隣接する県立公園については、いずれも、創造館の指定管理者とは別に、地元の市（飯田市、佐久市）が管理者に指定されている。

施設の所在地を中心とする地元の利用者が主体であること自体は、必ずしも施設の存在意義を低めるものではないが、一方で、広域行政を担うべき長野県が、厳しい財政状況の中、運営費を県費で賄うべき施設かどうかは疑問の余地がある。地元利用が中心の利用実態を前提とした場合、県の公の施設として管理運営する積極的な理由が希薄であるとともに、地元の地方自治体が設置主体となったほうが、地元の団体との連携等、より施設の有効利用が図れる余地があるものと考えられる。加えて、飯田創造館、佐久創造館とも

に、設置後 30 年程度が経過しており、設備の老朽化が進んでいる。現状の形態の創造館を事業として継続するのであれば、既存の設備の大規模な改修工事や空調設備の新設工事を含む大規模な施設の改修工事が必要となり、その財源措置が検討課題となる。

今後、県が大規模修繕工事の要否を検討するに当たっては、客観的なデータで利用実態を把握した上で、県の文化施策の中における創造館の位置付けを見直し、県費で運営すべき事業であることを、再度、明確化する必要があるものとする。その際、県の文化施策における明確な位置付けやその必要性を整理した上で、地元の市（飯田市、佐久市）への移管等も含めて、これまでの経緯等に囚われず見直すことが重要である。

なお、佐久創造館に隣接する県立駒場公園については、平成 25 年 4 月を目途に、指定管理者の佐久市に移管予定である。

## (2)【監査の視点2】指定管理者の選定手続と協定書等の内容

### ① 選定委員会の構成等は適切か～選定委員会の委員構成について（創造館共通）～

#### ア. 指定管理者の選定方法等について（説明）

（ア）公募期間・・・平成 20 年 7 月 22 日～9 月 5 日

#### （イ）審査の方法

審査の方法（選定委員会の構成、審査基準及び配点）と審査結果は次のとおりである。なお、選定委員会の構成、審査基準及び配点は飯田創造館及び佐久創造館、共通である。

#### 選定委員会の構成

役職	区分
企画部長	内部
企画部企画課長	内部
企画部政策評価課長	内部
企画部人権・男女共同参画課長	内部
教育委員会文化財・生涯学習課長	内部
企画部生活文化課長	内部
長野県芸術文化協会事務局長	外部（芸術文化団体の役員）

審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
経営基盤	・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。	10
施設の運営方針・平等な利用の確保	・運営方針は施設の設置目的や県の意図したものに合致しているか。 ・県民の平等な利用が図られる計画となっているか。	15
指定管理料	・提案額は上限額を下回っているか。 ・評点＝配点×最低価格／応募価格	10
収支計画の内容	・収入・支出の積算が妥当であり、事業計画との整合性が図られ、実現可能性を有しているか。	10
サービスの内容	・施設の利用促進に向け具体的な方策を有しているか。 ・利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。	15
施設管理の内容	・適正かつ確実に施設の維持管理を行う内容となっているか。 ・効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。 ・環境に配慮した業務運営となっているか。 ・創造館の機能を十分発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置であるか。 ・災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。 ・個人情報保護対策は万全か。	20
経営基盤	・県民の創造館における文化活動に対する支援・相談体制が確立されているか。 ・文化事業の企画及び実施に関する計画が優れているか。	20

審査結果

【飯田創造館】

応募者名	合計得点
財団法人長野県文化振興事業団	77.5
A	57.8

【佐久創造館】

応募者名	合計得点
株式会社フードサービスシワ	77.2
B	60.9

(ウ) 指定管理者の指定及び協定書の締結について（説明）

飯田創造館及び佐久創造館は、平成20年11月の長野県議会における指定の議決を受け、平成20年12月12日に管理者を指定している。その上で、指定管理者との間において、基本協定書を平成21年4月1日に締結するとともに、平成21年4月1日、平成22年4月1日に年度協定書を締結している。



#### イ. 選定委員会の委員構成の見直しについて（意見）

前回の指定管理者候補者の選定に際して設置された選定委員会においては、7人の委員のうち、外部委員が1人（長野県芸術文化協会事務局長）、内部委員が6人となっている。また、内部委員のうち、教育委員会事務局の職員が1人（教育委員会文化財・生涯学習課長）の他は、企画部長以下、創造館の所管課（生活文化課）が属する企画部の職員である。長野県総務部行政改革課の定めた「指定管理者に関するガイドライン」には反していないものの、創造館のような文化施設の場合、サービスの内容や文化芸術振興策の内容等に関して、より定性的な評価が必要となることから、該当する分野に知見を有する外部委員の増員を検討することが望ましいものとする。また、創造の森文化公園としての創造館の位置付けを重視するのであれば、内部委員であっても、都市計画課の職員も委員とすること等も望ましいものとする。いずれにしても、文化施設としての創造館の選定をより適切なものとするよう、今回の選定に当たっては、選定委員会の構成員を見直す必要がある。

#### ② 指定管理料の算定は適切か。～指定管理料の上限額の設定について〔飯田創造館〕（意見）～

飯田創造館の平成18年度の指定管理料は、36,371千円であったが、平成19年度は26,857千円、平成20年度は26,833千円、平成21年度は26,709千円と、いずれも平成18年度と比べて3割近く減少している。これは、指定管理者の財団法人長野県文化振興事業団が、平成19年度以降の指定管理料を見積もるに当たり、館長の人件費及び施設管理費（主に光熱水費）の削減を見込んだことに起因する。館長の人件費で約3,900千円、光熱水費で約1,800千円を削減し、指定管理料全体で約6,200千円の縮減を見込んだものであるが、結果的には、平成19年度及び平成20年度の指定管理業務に係る収支差額は6,000千円を超える赤字となっている。このうち、人件費については、申請時の見積額と比べ、実績額は4,000千円前後の支出超過、光熱水費については、3,000千円前後の支出超過となっている。特に、光熱水費については、申請時の見積額は実績額の半分程度であり、相当の乖離が見られる。また、平成21年度より新たな指定管理期間となったが、その際、前期の指定管理期間の実績を前提とした見積りを県が行い、申請を受ける際の上限額を設定したことから、この水準が継続している（平成21年度：26,709千円）。

確かに、前指定管理期間における平成19年度～平成20年度のマイナスの収支差額に関しては、財団法人長野県文化振興事業団の見込み違いや職員配置を含む管理運営の結果に伴うものであり、財団法人長野県文化振興事業団が第一義的に責任を負うべきものである。しかし、平成21年度以降の指定管理

期間における指定管理者の公募に際して、相対的に多額のマイナスの収支差額が生じている実績について、どの程度、要因の把握がなされ、指定管理料の上限額の設定に反映されたか疑問である。指定管理者の公募に際しては、指定管理料のみで判断されるべきものではなく、著しく低い指定管理料の上限額の設定は、新規業者の参入障壁となる可能性が高い。次回の指定管理者の選定においては、実績額を精査し、潜在的な指定管理者が排除されないよう、指定管理料の上限額を設定する必要がある。

(3)【監査の視点3】指定管理者による施設の管理運営と県のモニタリング

① 施設の管理運営は適切か。～館長室の利用について〔佐久創造館〕～（指摘）

館長室は条例上、貸出対象となっていないが、現在、館長室としては利用しておらず（空室となっていることから）、他の貸室が満室の場合、無料にて利用させている実態が数件あった。利用者の利便性を考慮した臨時的な対応ではあるものの、これが恒常的になされた場合、利用者間の公平性等に問題が生じるおそれがある。今後、施設の貸出しについては、条例に定めた範囲にて行い、利用者間の公平性等を損なわないよう適切な運用を徹底する必要がある。

② 施設の収支状況について、事業報告書、収支計算書の内容は妥当か。～本社経費の取扱いについて〔創造館共通〕～

ア. 各施設の本社経費相当額（説明）

飯田創造館及び佐久創造館の本社経費相当額は、以下のとおりである。

(ア) 飯田創造館 (単位：千円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
本社経費	328	925	925	295

(イ) 佐久創造館 (単位：千円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
本社経費	150	620	97	420

イ. 本社経費の取扱いについて（指摘）

現在、本社経費として認める範囲等について、所管課から指定管理者に対して指示等がなされていないことから、各指定管理者の裁量で計上されている。指定管理者へのヒアリングにおいても、一定の計上方針に沿って計上している訳ではなく、当該年度の収支見込みを勘案し、各指定管理者の裁量の

下、指定管理業務に係る収支報告の調整弁として取り扱っているものといえる。例えば、飯田創造館の指定管理者である財団法人長野県文化振興事業団においては、平成18年度～平成21年度までの4年間に計上された本社経費は、295千円～925千円であったが、飯田創造館の収支状況を勘案して減額した結果、変動しているとのことである。また、佐久創造館の指定管理者である株式会社フードサービスシンプにおいては、同じく、平成18年度～平成21年度までの4年間に計上された本社経費は、97千円～620千円であるが、これは、指定管理業務に係る収支残（剰余金）と自主事業に係る収支残（剰余金）とを合算したものがゼロとなるような金額を計上しているものである。

基本協定書において、「指定管理期間終了後において、剰余金が生じ、剰余金が指定管理期間中の総収入額の5%にあたる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の5%にあたる額の差額の2分の1の額」を県に返納することとされている。本社経費が各指定管理者の裁量で計上できる場合、指定管理業務にて生じた剰余金を正確に把握することは困難である。早急に、本社経費の考え方を全庁的に整理するとともに、指定管理者に通知する必要がある。

③ 指定管理者による自己評価と県によるモニタリングが適切に行われているか。～自己評価の評価項目について〔創造館共通〕～

ア. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況について（説明）

（ア）指定管理者による月例報告の状況について

基本協定書の規定により、毎月、指定管理者より管理運営定期報告書の提出を受けている。

（イ）事業報告（収支結果報告を含む。）の状況について

基本協定書の規定により、年度終了後、指定管理者より事業報告書の提出を受けている。

（ウ）県によるモニタリングの状況について

時期	内容	場所
H20.3.5～3.9	21年度事業計画に関するヒアリング	県庁
H21.7.7～7.9	20年度事業報告に関するヒアリング	県庁
H21.9.14～9.18	22年度事業計画(予算)に関するヒアリング、実地調査	飯田創造館 佐久創造館
H22.3.8～3.12	22年度事業計画に関するヒアリング	県庁
H22.7.5～7.9	21年度事業報告に関するヒアリング	県庁

## イ. 自己評価の評価項目について（意見）

県は、モニタリングの一環として、事業報告書とともに、「自己評価・チェックリスト」の提出を毎年度受けている。この「自己評価・チェックリスト」は60項目以上にもわたり5段階評価を行うとともに、コメントを付す形態のものであるが、一部に、自己評価の項目とする意義の薄い評価項目が存在する（例1）。また、本来、どちらの創造館でも共通的に設定されても良い評価項目が、一方の創造館のみに設定されているもの等がある。加えて、この「自己評価・チェックリスト」の提出を受けて、県がどのように評価するかが明確に位置付けられていないため、結果的に、活用がなされていない。今後、評価項目を見直し、実態に即した評価項目とするとともに、その評価結果を県のモニタリングに活かすよう、業務の中でルール化する必要があるものとする。このため、評価項目を見直す際には、県が指定管理者をどう評価するのか、県の文化施策の中における創造館の意義を踏まえた評価の視点を整理し、それを反映させることが重要なものとする。

なお、監査人の指摘により、所管課は、平成22年度の実績評価に間に合うよう、自己評価・チェックリストの改訂を行う意向である。

### 〔例1：自己評価の項目とする意義の薄い評価項目の一例〕

講座数自体、事業計画時点で概ね合意しており、年度の管理報告でも講座数等の実績が報告されていることから、自己評価の項目とする意義は薄い。

項目	評価の基準	評点
講座数の充実	講座数 16 以上、開催数 23 回以上	5
	講座数 11～15、開催数 21～23 回以下	4
	講座数 6～10、開催数 12～20 回以下	3
	講座数 6～10、開催数 6～12 回以下	2
	講座数 5 以下、開催数 5 回以下	1
	全く行っていない。	0

## 第2章 信濃美術館

### 1. 施設の概要

住所	長野県長野市箱清水 1-4-4		
設置年月	昭和 44 年 6 月	根拠条例等	長野県信濃美術館条例
設置目的	美術に関する資料を収集し、保管し、展示して一般住民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するため設置する。		
施設の内容	<p>【信濃美術館】 小展示室(115 m<sup>2</sup>)、第一展示室(403 m<sup>2</sup>)、第二展示室(374 m<sup>2</sup>)、講堂(172 m<sup>2</sup>)</p> <p>【東山魁夷館】 展示室(385 m<sup>2</sup>)、一階展示ギャラリー(79 m<sup>2</sup>)、二階展示ギャラリー(79 m<sup>2</sup>)</p> <p>【主な附帯設備】 収蔵庫、カフェ、ミュージアムショップ、コインロッカー室、ラウンジ等</p> <p>【駐車場】 140 台</p>		
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観覧料（常設展 500 円以内、特別企画展 1,300 円以内）</li> <li>・展示施設利用料（一日一室 6,500～23,000 円以内）</li> </ul>		
休館日	毎週水曜日、休日の翌日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで。 なおサービス向上のため開館日を増やしている。		
利用時間	午前 9 時から午後 5 時まで。		
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○唯一の県立美術館であり、所蔵作品の質は県下一であるとしている。特に、東山画伯から 1,000 点近い寄贈を受けた東山コレクションなどが充実している。</li> <li>○長野市立城山公園に隣接しており、周辺は寺院（善光寺）、学校等である。</li> <li>○昭和 41 年開設であり、老朽化が進んでいる。</li> <li>○長野市内に、以下の民設の美術館があり誘客に協力している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水野美術館、北野美術館、池田満寿夫美術館</li> </ul> </li> </ul>		

### 2. 指定管理者制度導入前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成 17 年度	管理委託	財団法人長野県文化振興事業団

### 3. 指定管理者の状況

指定管理者	財団法人長野県文化振興事業団 (※)	指定期間	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日(3 年間)
選定方法	公募(応募者数:2)		
指定管理者	財団法人長野県文化振興事業団	指定期間	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日(5 年間)
選定方法	非公募		

#### ※財団法人長野県文化振興事業団の概要

指定管理者	財団法人長野県文化振興事業団
主な出えん者(出えん比率)	長野県(100%)
所在地	長野県長野市若里 1-1-3
設立年月日	昭和 54 年 9 月 11 日
代表者(県との関係)	【H22.11.10 現在】 理事長:和田恭良(長野県副知事)
役員、職員の状況	【H22.10.1 現在】 理事 8 人(常勤 2 人、兼務 6 人)、監事 2 人 職員 125 人(県派遣 29 人、県 OB13 人)
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者として県立文化施設(県民文化会館(ホクト文化ホール)、伊那文化会館、松本文化会館、信濃美術館、飯田創造館)の管理運営</li> <li>・県埋蔵文化財の発掘調査及び研究</li> <li>・自主企画事業等、目的達成のために必要な事業</li> </ul>
長野県所管の他の公の施設における平成 21 年度の指定管理業務(長野県の所管部署)	県民文化会館(ホクト文化ホール)、伊那文化会館、松本文化会館、飯田創造館

#### ※財団法人長野県文化振興事業団の財務の状況

(単位:千円)

	前々年度 (20 年 3 月 31 日)	前年度 (21 年 3 月 31 日)	直近の年度 (22 年 3 月 31 日)
経常収益	1,682,714	1,755,260	1,822,250
当期一般正味財産増減額	16,316	41,733	70,971
総資産額	277,247	286,640	410,099
指定正味財産	20,000	20,000	20,000
正味財産合計	111,109	152,842	223,813

#### 4. 指定管理者が行う業務

- |                                       |
|---------------------------------------|
| (1) 美術作品の保管、展示、説明に関する業務               |
| (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務                 |
| (3) 美術館の利用の許可及び利用料金に関する業務             |
| (4) 博物館法第3条第1項第4号から第10号までに掲げる事業に関する業務 |
| (5) 上記業務に附帯する業務                       |

#### 5. 指定管理者制度導入後の業務の概況

信濃美術館は、平成18年4月より指定管理者制度が導入されており、平成17年度においては、管理委託の状況を記載する。

##### ① 年間利用状況の推移

(単位：人、日)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
開館日	307	314	319	319	327
年間利用人数	183,330	150,060	310,542	233,785	314,428
[内訳]					
常設展	96,989	85,957	95,037	74,477	129,442
企画展	17,754	14,694	31,155	14,843	12,417
共催展	48,512	20,101	35,236	105,482	147,431
移動展	2,154	1,018	1,159	4,551	2,613
展覧会小計	165,409	121,770	162,587	199,353	291,903
貸館	13,086	14,675	131,420	15,852	7,809
教育普及事業他	4,835	13,615	16,535	18,580	14,716

##### ② 指定管理業務の収支の状況の推移

(単位：千円)

区分	平成17年度 (管理委託)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
収入	202,924	192,007	210,538	211,174	206,587	
内 訳	指定管理料 (注3)	153,127	143,747	147,771	148,579	144,450
	利用料収入	40,677	37,477	49,348	39,266	44,778
	その他収入	9,120	10,783	13,419	23,329	17,359